

---

## 判例研究

---

### 相続で承継した債務の消滅と債務免除益課税：

東京地判令和5年3月14日の争点(1)についての考察

藤 間 大 順\*

#### はじめに：本稿執筆の経緯

本稿は「判例研究」として執筆するものだが、純粋な判例研究とは言い難く、また、筆者としては執筆するつもりがなかったものであることをはじめに断っておきたい。そもそも、これまで、筆者は、判例研究には「はじめに」を原則として付してこなかった。

本稿が検討対象とする裁判例は、東京地判令和5年3月14日である<sup>1)</sup>。この判決においては、一時所得として得た債務免除益と経費控除に関する争点(5)について納税者の主張が受け入れられる形で処分が一部取り消されている。筆者は、争点(5)に関するこの判示を当該判決の判旨として捉え、その妥当性について論じる判例研究をすでに執筆している<sup>2)</sup>。したがって、この判決についての検討は、当該判例研究で終えている。

しかしながら、IIで論じるように、当該事件については、当該判決においてはもっぱら事実認定についてのみ判示された争点(1)、すなわち、そもそも当該事件について債務免除益課税がされるべきであったのかという点について論じる判例評釈が相次いで公開されている。筆者もこの点につ

---

\* 神奈川大学法学部准教授

1) 東京地判令和5年3月14日(判例集等未登載、LEX/DB文献番号25595840)。

2) 拙稿「判批」TAINSだより235号(2023年)2頁参照。なお、判例研究のpdfファイルを、筆者のブログで公開している(<https://taxfujima.hatenablog.com/entry/2023/07/27/135026>)。

いては関心を持っていたところであり、「債務免除益の課税理論の観点からは、むしろ争点 (1) について議論することが有益かもしれないが、本稿の関心からは外れるため、今後の検討課題としたい」<sup>3)</sup>、「所得税の世界では A の死亡時に債務が存在していたものとされた一方、相続税の世界では債務が存在していなかったものとされている、と考えると不合理であるようにも思われる……この点については、今後の検討課題としたい」<sup>4)</sup>と拙稿で今後の検討課題として挙げていた。

もっとも、繰返しになるし I でもまとめるが、当該判決では争点 (1) については実質的な判示がほぼない。そのため、判例研究としてこの点について論じるのは難しいように思われ、たとえば、控訴審判決でこの点について判旨として捉えられるような判示があれば、改めて控訴審判決の判例研究としてこの点について論じるつもりであった。

しかしながら、後述する木山評釈が、拙稿を「本件に債務免除益課税が生じることは妥当と評価する」<sup>5)</sup>ものとして位置付けた。上述のとおり、拙稿ではこの点については何も議論しておらず、むしろ今後の検討課題として明示していたのだから、これは明らかな誤読である。このように根拠のない推量にもとづいて文章を書くとは他者からの信頼を失ってしまうということは、木山自身が著書で述べていることではないかと思われる<sup>6)</sup>。もっとも、このように誤読されたことを何らかの形で活かすとするならば、筆者自身の考えを明らかにすることによるほかないであろうとも思われた。

以上のように、ある程度議論が熟してきたことおよび拙稿が誤読されたことへ反論する (dis にアンサーを返す) 必要が生じたことが、本稿を執筆するに至った経緯である。また、この判決について、2023 年 11 月 22 日に第二東京弁護士会税法研究会および租税訴訟学会本部共催の租税判例研

---

3) 拙稿・前掲注 (2) 10 頁。

4) 拙稿・前掲注 (2) 12 頁。

5) 木山泰嗣「判批」税経通信 78 巻 13 号 (2023 年) 179 頁。木山・同 189 頁も参照。

6) 木山泰嗣『相手への心づかいが行き届く 一生使える「文章の基本」』(大和出版、2023 年) 83~86 頁参照。

究会で報告の機会をいただいたが、その際にも争点 (1) について多くの質問が寄せられ、実務的に「この事件でそもそも債務免除益課税がされるべきだったのか」という点に関心と呼ぶと認識したことも、本稿の執筆を決意する契機となった。

ただし、このような経緯によってやむを得ず執筆する原稿であるから、何点か断っておきたい。まず、筆者は、争点 (1) に関する本判決の判示を判旨としては捉えていない。したがって、本稿の議論も必然的に判決から離れた「空中戦」にならざるを得ず、そういった意味で、本稿は判例研究と研究ノートの間のようなものと捉えていただいた方が良好だろう。具体的な議論としても、判決それ自体というよりも、先行評釈についての議論が主たるものとなる。また、筆者自身はこの訴訟の当事者ではないし、意見書の執筆などの形で関与しているわけでもない。したがって、事実関係についてはある程度推測を交えて書かざるを得ない。

以上の点をご理解いただいたうえで、本稿をお読みいただきたい。具体的な構成としては、まず、I において、検討対象とする裁判例についてまとめる。次に、II において、先行評釈において争点 (1) について活発に議論されていることをまとめる。III では、本稿が議論の前提とする債務免除益の課税理論についてまとめる。IV において、本稿としての結論を論じる。なお、本稿の情報は、インターネット上のものをふくめ、2023 年 12 月末時点のものである。また、人名に敬称を付さない。

## I 検討対象とする裁判例<sup>7)</sup>

### (1) 事案の概要と争点<sup>8)</sup>

X1 は X2 の母であり、A は X1 の夫かつ X2 の父、B は A の父かつ X1 の養親である (以下、X1 および X2 を「X ら」という)。平成 14 年 2 月 15 日、銀行である C は、B が借主、A が保証人であるという平成 5 年 9 月 6

---

7) 東京地判令和 5 年 3 月 14 日・前掲注 (1)。

日付けの契約証書がある金銭消費貸借契約に関して、元本 16 億円の返済ならびに利息および遅延損害金の支払いを求めて A および B を被告として別訴を提起した（以下「前訴」という）。前訴は、B による反訴や B の死亡による A から相続人の訴訟承継などを経て、平成 16 年 4 月 15 日に訴訟上の和解が成立した。当該和解では、A が全ての債務を引き受けるとともに、残債務の一部である 6 億 2,630 万円を返済した場合には、C は A に対してその余の 9 億 7,370 万円の支払義務を免除するものとされていた（以下、この免除を「本件債務免除」という）。なお、和解に向けた書面において、この借入れはマンションの購入の原資として B が行ったものとされているが、当該マンションは B から A に承継された後、平成 15 年に 4 億 1,100 万円で売却されている。また、この間、A は、別訴に関して計 201 万 300 円の訴訟費用等および計 8,525 万円の弁護士費用等を D 弁護士に対して支出している。

その後、A は上記の条項どおりに債務を返済していたが、6 億 2,530 万円を返済した時点で死亡した。そのため、平成 27 年 6 月 24 日、残債務 9 億 7,470 万円を X が引き受けるとの債務引受契約が X1、X2 から A の相続人と C の間で結ばれた。また、A の死亡に伴う遺産分割協議においては、X が 1/2 の 4 億 8,735 万円ずつ当該債務を承継することとされ、相続税の申告書にも当該債務を X が引き受けた旨の記載があった。その後、X らは、平成 28 年 6 月 30 日までに、100 万円を C に対して返済した。

平成 29 年 5 月 12 日、A の相続人らは、A を被相続人とする相続税について、当初申告していた残債務 9 億 7,470 万円が 0 であるとして修正申告を行った<sup>9)</sup>。その後、平成 30 年 4 月 25 日、所轄税務署長は、X が本件債務免除により合計 9 億 7,370 万円の利益（以下「本件債務免除益」という）

---

8) 以下の内容は、拙稿・前掲注(2) 2～3頁とほぼ同様である。なお、本件に関する報道として、田中恭太「家族が残した借金 16 億円、銀行との約束守ったら申告漏れ？ 訴訟に」（2023 年 4 月 3 日付朝日新聞デジタル、<https://www.asahi.com/articles/ASR3Z5JTPR3QU1L01V.html>）、「被相続人の免除予定の債務、相続後に実現し所得税課税」T&Amaster972 号（2023 年）40 頁参照。

を平成 28 年に得たものとして、X1 の平成 28 年分の総所得金額を 3 億 2,100 万円余、納付すべき税額を 1 億 1,400 万円余、X2 の同年分の総所得金額を 2 億 6,900 万円余、納付すべき税額を 1 億 1,700 万円余とする所得税の更正処分などを行った。これに対して、X らは、これらの処分の取消しを求め、不服申立て<sup>10)</sup>を経て Y (国) を被告として出訴した。

本件の争点は、(1) 本件債務免除益の存否、(2) 資力喪失 (所得税法 (昭和 44 年法律第 33 号、以下「法」という) 44 条の 2) の有無、(3) 二重課税の排除 (法 9 条 1 項 16 号 (現 17 号)) の適用の有無、(4) 理由附記の不備の有無、(5) 前訴の弁護士費用等を「その収入を得るために支出した金額」(法 34 条 2 項) として控除することの可否の 5 点である。「はじめに」で述べたように、本稿では争点 (1) に絞って議論する。

## (2) 裁判所の判示

判決全体の結論としては、争点 (5) について納税者の主張を容れることにより処分を一部取り消しているが、争点 (1) については下記のように納税者の主張を退けている。

「まず本件和解の条項がどのようになっているのを見ると……本件債務免除は、A が、平成 28 年 6 月 30 日期限の分割金までを全て支払ったことを停止条件として行われるものであり、仮に分割金の支払を怠った場合には、A は期限の利益を喪失し、本件債務免除の対象となっている 9 億 7370 万円も含めて支払義務を負うことになる。以上からすると、本件和解の条項上は、A は、同日を期限とする分割金の支払までは本件貸付の残債務全額を支払う義務を負っていたこととなる。」

---

9) なお、本件の所得税の更正処分がされた後、X らは相続税の債務控除について債務があったものとして更正の請求をしたものの更正すべき理由がない旨の通知処分がされ、不服申立ても認められなかったようである。山田庸一「相続債務について相続税法 14 条 1 項の『確実と認められるもの』に当たらないと判断した事例」週刊税務通信 3753 号 (2023 年) 13 頁参照。

10) 国税不服審判所裁決令和元年 6 月 3 日 (未公表)。こちらの裁決文については、@taklawya (<https://twitter.com/taklawya>) から提供していただいた。提供に感謝申し上げる。

「Xらは、本件債務免除の対象となっている9億7370万円の支払義務は、形式的かつ名目上のものにすぎなかったと主張する。しかしながら、本件和解の文言からはAの9億7370万円の支払義務が形式的かつ名目上のものであったことを読み取ることはできない。」

「本件和解のように、訴訟の係属中に訴訟代理人たる弁護士も関与して成立した訴訟上の和解について、その表示された文言と異なる意味に解すべきであるとするのは、その文言自体相互に矛盾し、又は文言自体によってその意味を了解し難いなど、和解条項それ自体に内包する瑕疵を含むような特別の事情のない限り、容易に考えられないところである……。」

「また、Aが亡くなった際にも、CとA相続人らは……この9億7370万円の支払義務が残っていることを前提として、Aの債務をXらが引受ける債務引受契約を締結しており、少なくとも、Cは、Xらに対する9億7370万円の貸付債権が存在することを前提として債権管理を行っていたものと解される」

### (3) 若干のコメントと本稿の検討方針

(2) で述べたように、本判決は、Xらによる「債務は形式的かつ名目上のものであった」との主張を事実認定によって退けることで、債務免除益課税がされるべきであったという結論を述べている。

もっとも、本件において「債務が形式的かつ名目上のものではない」から「債務免除益課税がされるべきである」と裁判所が断じる根拠は、筆者には判然としない。逆に、「債務が形式的かつ名目上のものである」ならば「債務免除益課税がされるべきではない」と論じられるかどうかも明らかではない<sup>11)</sup>。

この点は、法36条にいう「経済的な利益」に含まれる債務免除益とはどのようなもので、債務免除益課税が行われるためにはどのような条件を満

---

11) このように一般論についての議論が不明確なままで事実認定が専ら争われたように思われる裁判例としては、他に、住友不動産事件（東京地判平成28年5月19日税資266号順号12856）が想起される。

たすべきか、という一般的な法解釈論を前提としたうえで、「債務が形式的かつ名目上のものである」ならば債務免除益課税が行われるべき条件を満たさない、という議論（規範の定立）をしてから、事実認定（あてはめ）について議論する必要がある。本判決における争点(1)に関する判示には、このような法解釈として必要なプロセスが欠如している。

そこで、本稿では、まず、本件における争点(1)に関して議論している先行評釈を整理することで(Ⅱ)、検討の下地を作ることにはしたい。そのうえで、争点(1)を論じるために必要な一般論として、債務免除益の意義や範囲に関する議論、すなわち、債務免除益の課税理論について整理する(Ⅲ)。そして、債務免除益の課税理論の観点から、本判決が前提としているであろう一般論について議論したい<sup>12)</sup>(Ⅳ)。

## Ⅱ 本件に債務免除益がされるべきだったかという点についての先行評釈における指摘

以上のように、本判決においては、争点(1)について判旨と捉えられる判示がみられないところ、争点(1)として争われた債務免除益の存否についてむしろ主に論じる評釈がいくらかみられる<sup>13)</sup>。以下に、論者ごとに議論を整理したい。

---

12) 筆者は、判例研究とは判旨の分析および評価を行う文章であるべきだと考えている。そのため、このように論者が考えたあるべき判決文（いわば「わたしがかんがえたさいきょうのはんけつぶん」）を披露するのは、本来的な判例研究の役割ではないのではないか、と思われる。我々研究者は、証拠それ自体や当事者の主張それ自体に触れるわけではないのだから、議論の限界には自覚的であるべきであろう。このような判決文から離れた一般論の定立は、本来的には論文で担うべき作業ではないかと思われる。「はじめに」で述べたとおり、筆者自身が強く望んでこの判例研究を書いているわけではないという事情に鑑み、このように身勝手な検討を行うことをどうかお許しいただきたい。

13) なお、争点(5)について主に論じる先行評釈として、池本征男「判批」国税速報 6771 号（2023 年）22 頁（ただし、争点(2)についても検討している）、伊川正樹「判批」税務 QA258 号（2023 年）53 頁、奥谷健監修＝中尾隼大「判批」月刊税務事例 55 卷 8 号（2023 年）100 頁（ただし、争点(1)につき「納税者にとって些か酷な判断」との言及がある）参照。



## 1 債務の強制力に着目する見解：品川芳宣

本件における債務免除益の存否について議論する論者としては、まず、品川芳宣が挙げられる<sup>14)</sup>。

品川が重視するのは、前訴の和解を成立させたのが本判決を出したのと同じ東京地裁であったということである<sup>15)</sup>。すなわち、前訴では16億円の借入れの支払義務の存否が争われていたところ、東京地裁が支払義務の存在は認めたとうえで、9億7,370万円の返済をすれば6億2,630万円の残債務を免除する和解を東京地裁が成立させている。つまり、本件債務免除益は東京地裁が創出したものであり、それに対する課税をさらに肯定するのは背理である、ということが、品川の議論の根本にあると思われる。

以上のような関心の下で、品川は、次に、所得概念の観点からの議論を試みている<sup>16)</sup>。日本の所得税が採用されているものと解されている包括的所得概念の下では、Xらが消費や蓄積に用いられる経済的利得を得ている場合に、「所得」（法7条）を得たものといえる。しかしながら、本件においては、Bが購入したマンションはその後4億1,100万円で売却していたことからわかるように値下がりしており、前訴における和解も、Aが被った損失を軽減するものにすぎない。したがって、Aは前訴の和解により何ら所得を得たものとは言えない、と述べている。

では、消滅した本件における債務はどういった性質のものであったのかというと、「本件残債務は本件和解時に自然債務化しており、当該相続開始時点においてそれが確実に自然債務に変質した」<sup>17)</sup>ものと論じている。Aの死亡による相続時点では、本件債務は完済されることが確実であり、相続税の申告において債務控除（相続税法（昭和25年法律第73号、以下「相続税」という）13条、14条）が認められなかったことからわかるように、そ

---

14) なお、品川の判例評釈の初出として、品川芳宣「判批」TKC税研情報32巻4号（2023年）20頁、同「判批」T&Amaster982号（2023年）23頁参照。

15) 品川芳宣『重要租税判決の実務研究〔第4版〕』254～255頁参照。

16) 品川・前掲注（15）254～255頁参照。

17) 品川・前掲注（15）257頁。



の債務は自然債務化していた。したがって、その消滅によって生じたものとされる債務免除益は「何らの経済的利得にはならないから」<sup>18)</sup>、課税対象である所得と考えることはできない。

以上のように、品川は、本件において X らが享受したものとされる債務免除益は、自然債務化していた債務が消滅したものであり、所得と呼ぶことはできないという議論を展開している。債務免除益が生じたとしてもそれは形式的であれば所得課税の対象とはならない、という議論は、旧所得税基本通達 36-17 に関する課税庁による解説<sup>19)</sup>を想起させる興味深いものである。ただし、こういった要件を満たす場合に債務免除益が形式的なものとなるのか、という点は明示しておらず、また、本件債務が自然債務化していたと断じる根拠も明確ではないようにも思われる。

## 2 債務控除ができなかったことおよび譲渡所得課税との違いに着目する見解：長島弘

本件における債務免除益の存否について論じる論者としては、長島弘も挙げられる。

長島がまず重視するのは、A の死亡による相続税の申告において、X らが債務控除をしていないという点である。相続税の申告において確実に認められないとされた債務について形式的かつ名目上のものではないとした本判決は「首尾一貫性を欠いたもの」<sup>20)</sup>と評価している。

そのうえで、A から X らへの債務の移転に着目した議論をしている。本件において、A があと 100 万円の弁済をしていれば、A に債務免除益課税がされるべきであった。このように、「事実上の債務免除益」<sup>21)</sup>は A に

18) 品川・前掲注 (15) 258 頁。

19) 後藤昇ほか共編『所得税基本通達逐条解説 (平成 24 年版)』(大蔵財務協会、2014 年) 283 頁参照。ただし、品川はこの通達のような解釈論に対して否定的な議論を展開していたことにつき、品川・前掲注 (15) 246 頁参照。なお、品川は、初出時の判例研究では (前掲注 (14) 参照)、本件債務免除益を評価するにあたり「極めて形式的」という文言を用いていたが、書籍に収録されたものには「形式的」という文言は見当たらない。

20) 長島弘「判批」月刊税務事例 55 巻 11 号 (2023 年) 25 頁。

において生じていたものであり、資産の取得費に関する法 60 条 1 項と異なり相続によって債務免除益を引き継ぐ規定がない以上、X らにおいて債務額満額の債務免除益課税がされることは望ましくない、と論じている。

以上の 2 点をもって、長島は本件における債務免除益の存在に疑問を呈している。とはいえ、まず、債務控除ができなければ債務免除益課税がされるべきではないとする論拠、つまり、相続税と所得税を首尾一貫させるべきであるとする根拠は長島評釈では明らかではない。また、A において債務免除益が（未実現にせよ）発生していたとする根拠も明らかではないように思われる。

### 3 債務の評価額に着目する見解：木山泰嗣

本件においてそもそも所得税が課されるべきだったのかという点について論じる論者として、最後に、木山泰嗣を取り上げる。

木山は、まず、税理 66 卷 14 号に執筆した判例評釈において、争点 (5) を中心的に取り上げつつも、債務免除益課税の有無は争点 (5) 「以前の問題として、上級審では検討されるべき」<sup>21)</sup>と述べていた。その後、税経通信 78 卷 13 号の判例評釈において、債務免除益課税の有無を本質的な問題として取り上げて論じている。

木山は、所得税法において経済的な利益が収入金額に算入される金額が「享受する時における価額」、すなわち時価である点に着目する（法 36 条 2

---

21) 長島・前掲注 (20) 26 頁。

なお、「事実上の債務免除益が A に生じていた」という文言だけでは、「債務が消滅する以前の時点でも債務免除益が実現しうる」という解釈論を前提に、本件債務免除益は A において実現していたと論じているようにも読める。債務免除益は債務が消滅して初めて実現するものと解されていることから、このような解釈論は望ましくないであろう（拙著『債務免除益の課税理論』（勁草書房、2020 年）139～186 頁〔初出：2017 年〕参照）。もっとも、資産の取得費とのアナロジーで論じていることから、長島は「A において債務免除益が実現していたので X らにおいて課税されるべきではない」と論じたわけではなく、「A において抽象的に発生した未実現の債務免除益が X らに引き継がれるべき規定は見当たらない」と論じているように思われる。

22) 木山泰嗣「判批」税理 66 卷 14 号（2023 年）121 頁。

項)。債務免除益の時価は、原則として債務の額面額と解されているが、本件のような特殊事例では「具体的な状況に応じた客観的な交換価値の把握が、必要になるはず」<sup>23)</sup>である、と述べる。そして、本件において、A の死亡時の相続税の申告において本件債務の債務控除が「確実に認められるもの」ではないとして不可能であったことから考えると、本件において「『経済的な利益の時価』……は、0 円と時価評価されるべきだった」<sup>24)</sup>と述べている。このような議論の根拠としては、債務控除について「控除債務については、その性質上客観的な交換価値なるものがないため、交換価値を意味する『時価』に代えて、その『現況』により控除すべき金額を評価する……控除すべき金額は、必ずしも常に当該債務の弁済すべき金額と一致するものではない」<sup>25)</sup>と述べる最高裁判決を挙げ、債務控除ができなかった本件においては A の死亡時の相続税の計算において債務の時価が 0 円と評価されたと解すべきことを述べている。

このように、木山は、法 36 条の解釈についての検討が不足している点をもって、本判決を否定的に論じている。もっとも、木山は本件が特殊事例である旨を述べたうえで債務の時価評価が必要である旨を述べるが、なぜ特殊な場合に限って債務の個別評価が必要になるのか、また、どういった場合が「特殊」と呼べ、なぜ本件が「特殊」と捉えられるのかといった一般論は、評釈それ自体からは明らかではない<sup>26)</sup>。また、相続税法上の時価評価と所得税法上の時価評価をバランスさせるべき根拠も見当たらない。さらに、債務の時価額と課税されるべき債務免除益の時価額が一致すべき

---

23) 木山・前掲注 (5) 185 頁。

24) 木山・前掲注 (5) 187 頁。

25) 最判昭和 49 年 9 月 20 日民集 28 巻 6 号 1178 頁。

26) 木山は、税法の一般的な解釈としても、結論が不合理な場合には文理解釈からの逸脱が行われていると論じている（たとえば、木山泰嗣「税法解釈のあり方」青山法学論集 58 巻 2 号（2016 年）73 頁参照）。しかし、どういった場合に「結論が不合理」といえるのか、何をもってその合理性を判断するのか、という点については論じていない。本件を特殊事例だと断じる根拠について何も述べないのも、木山の議論の特徴として、「不合理」や「特殊」といった意義が不確定な概念について、議論を詰め切らずにある程度の柔軟性を持たせる傾向がある、ということなのかもしれない。

だと論じる根拠も見当たらない。したがって、法 36 条に即した議論という意味ではあるべき方向性を提示してはいるものの、本件債務免除益の時価評価額が 0 であるという論証に成功しているとは評価しがたいように思われる。

#### 4 先行評釈に関するまとめ

以上のように、本件債務免除益の存否については<sup>27)</sup>、品川、長島、木山といった論者が既に議論を展開している。

いずれの論者も指摘するのは、本件において X らは本件債務を負った時点で相続税法上の債務控除をできていないにも関わらず、免除時点では所得税法上の経済的利益を享受したものとして課税がされるべきとされており、これは望ましくない、という点である。品川は、この点を本件債務が自然債務化していたことの傍証として用いている。長島は、所得税と相続税の首尾一貫性の問題としてこの点を議論している。木山は、債務の時価評価という点で、この点を根拠として用いている。

もっとも、いずれの評釈についてもコメントとして述べたとおり、どの評釈も、一般論として、債務控除をできなかった債務の免除については「経済的な利益」(法 36 条 1 項、2 項)が生じないまたは 0 であるという論証には成功していないように思われる。この点に多少言及があるのは木山の評釈だが、上述のとおり、本件が特殊であると論じる根拠や相続税法上の時価と所得税法上の時価をバランスさせるべき根拠について論じておらず<sup>28)</sup>、論証に成功しているとは評価しがたい。

このように、先行評釈には一般論としての議論が不足しているように思

---

27) 厳密に言えば、木山の見解は債務免除益は存在するとしても評価額が 0 であるというものであるから、債務免除益の存否に関する議論とは言えないかもしれない。

28) むしろ、所得税法上の株式評価について、財産評価基本通達「の定めをそのまま用いることはできず、所得税法の趣旨に則し、その差異に応じた取扱いがされるべき」とする判例として、タキゲン事件上告審判決(最判令和 2 年 3 月 24 日集民 263 号 63 頁)参照。

われるが、これは論者の検討不足によるようには筆者には思われたい。まずは、本判決が争点 (1) について実質的な判示をしておらず、検討材料が不足している点に大きな理由があろう。

また、そもそも、債務控除の可否とその後の債務の消滅時の債務免除益課税を紐づけて考えるべきだとは一般論としても考えづらいこともあるかもしれない。たとえば、被相続人が追っていた所得税債務は、「公租公課」として相税 13 条 1 項 1 号や 14 条 2 項に明示されているとおり、債務控除の対象になりうる。しかし、所得税債務の消滅は一般に債務免除益課税の対象とは解されておらず<sup>29)</sup>、これは債務控除をして承継した所得税債務であっても同様ではないかと思われる。また、書面によらない贈与の履行義務についても、同様のことを述べることができよう<sup>30)</sup>。このように、債務控除の可否とその後の債務の消滅時の債務免除益課税は切り離して考える局面もありうる、つまり、債務控除の可否はその後の債務免除益課税の必要十分条件とは一般的には解されていないのであろうから<sup>31)</sup>、本件において「債務控除ができなかった債務の免除時に所得税が課された」点については違和感があるものの、これを一般論としてどのように位置づけるのか、という点には難しい問題があろう。

そこで、本稿では、ここから、課税されるべき債務免除益の範囲や要件について論じる議論である債務免除益の課税理論の観点を持ち込んでみたい。債務免除益の課税理論の観点から、債務免除益の存否を論じるための一般論（規範）を述べたうえで、本件の特殊性を債務免除益の存否という論点において汲み取ることができるか、という点をここからは論じていく。

---

29) 高橋祐介「損害賠償なんか踏み倒せ！」立命館法学 352 号 (2013 年) 256～259 頁参照。

30) 債務控除の可否につき、東京高判平成 4 年 2 月 6 日行集 43 卷 2 号 123 頁参照。債務免除益課税の有無につき、増井良啓「債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題 (下)」ジュリスト 1317 号 (2006 年) 268～269 頁参照。

31) IV で論じるとおり、筆者としては、債務控除を得たことは債務免除益課税の必要条件になりうると考えている。しかし、このような考え方は一般的ではないので、先行評釈が筆者のように考えなかったのは仕方がないのだろうということである。

### Ⅲ 債務免除益の課税理論の概要<sup>32)</sup>

法人から個人が享受した債務免除益は<sup>33)</sup>、「経済的な利益」として（法36条）、所得税の課税対象になるものと解されている（所得税基本通達36-15（5）も参照）。もっとも、ここでいう「経済的な利益」を得たものとされる債務の消滅局面とはどういったものか、どのような要件を満たせば債務免除益が発生するものと解されるのか、という点については、解釈の余地がある。そこで、以下のように、主として2つの債務免除益の課税理論が米国で唱えられており、日本でもこの議論が少しずつ取り入れられてきている。

なお、以下では、日米の動向をいずれも論じるため、日本の判例や裁判例、立法も西暦で年数を記載する。

#### 1 純資産アプローチ

##### (1) 米国の議論

米国で債務免除益課税に関するリーディングケースとされるのが、1931年のKirby Lumber判決である<sup>34)</sup>。同判決では、社債を額面額よりも低額で買い戻したことにより、納税者が「明白な利得（clear gain）」を得て、返済に充てるための「資産が利用可能になった」ことを所得課税の根拠として捉えている。この判示については、後述するBittker & Thompson論文

---

32) 以下の議論については、引用する増井および高橋の議論のほか、高橋祐介「企業再生と債務免除益課税」総合税制研究12号（2004年）162頁、川田剛『新版 ケースブック海外重要租税判例』（財経詳報社、2016年）74～75頁、長戸貴之『事業再生と課税』（東京大学出版会、2017年）107～121頁、拙著・前掲注（21）参照。また、拙稿・前掲注（2）7～9頁とも重なる点が多い。債務免除益課税一般については、このほか、鳥飼貴司「債務免除（債権放棄）と課税」鹿児島大学法学論集47巻2号（2013年）185頁参照。

33) 「債務免除益」の意義について、筆者は、免除以外の理由によるものもふくめ、債務が消滅したことによって債務者が享受する経済的利益一般のことを指すものとして論じている（拙著・前掲注（21）i頁参照）。もっとも、「債務消滅益」と呼ぶ方が正確だ、という指摘はありうるであろう。

34) 米国対Kirby Lumber社事件連邦最高裁判所判決（284 U.S. 1（1931））。

のように別の意義で理解する議論もあったものの、一般には、いわゆる純資産アプローチ（Net Worth Approach。資産開放理論（Freeing-of-Assets Theory）ともいう）の考え方を示したものと理解された。

純資産アプローチは、将来の返済に充てるはずだった現金その他の資産が利用可能になることを債務免除益課税の根拠として捉える考え方である。この考え方によれば、その発生原因によらず、返済に資産を充てるはずであった債務が返済以外の形で消滅すれば、債務免除益課税が肯定されうることになる。

ただし、将来の返済に充てるはずの資産が観念できない局面においては、債務免除益課税がされるべきではない。このような考え方にもとづいて様々な例外が形成されたが、特に重要なのは「債務超過の例外（Insolvency Exception）」である。これは、債務超過者が返済以外の形で債務から逃れても、債務超過額分については返済に充てるための資産が観念できないので債務免除益が生じないとする判例理論である。Kirby Lumber 判決以前から債務超過者に対する債務免除益課税を否定する判示をする裁判例は存在したが<sup>35)</sup>、同判決を根拠としてこのような議論をする裁判例が多く出された<sup>36)</sup>。

その後、1980 年の立法により<sup>37)</sup>、債務超過者が債務免除益を享受する場合であっても債務超過額は総所得に算入しないという制度である事業再生税制が設けられた（内国歳入法典 § 108 (a) (1) (B) など）。事業再生税制については、特に租税属性の減額ルールが設けられたことなど、「債務超過の例外」が立法に取り入れられた、と単純には論じられないものである<sup>38)</sup>。しかしながら、債務超過の例外から一定の影響を受けながら、ある

---

35) 内国歳入長官対 Simmons Gin 社事件第十巡回区巡回控訴裁判所判決 (43 F. 2d 327 (1930)) 参照。

36) 代表的なものとして、Dallas Transfer & Terminal Warehouse 社対内国歳入長官事件第五巡回区巡回控訴裁判所判決 (70 F. 2d 95 (1934)) がある。この点については、拙著・前掲注 (21) 17~19 頁 [初出: 2016 年] にて、ある程度網羅的な整理をしている。

37) Bankruptcy Tax Act of 1980, Pub. L. No. 96-589, § 2, 94 Stat. 3389, 3389-3397 (1980).



いはそれを一部修正しながら、制度が構築されたものとみるべきであるように思われる。

## (2) 日本の議論

日本では、債務免除益課税がされるべきか否かという点が主たる争点とされた事件があまり見当たらないため<sup>39)</sup>、裁判例の傾向を探ることは難しい。ただし、課税実務として、債務免除益が生じうる債務が「買掛金その他の債務」として無限定となっている点は（所得税基本通達 36-15 (5)）、借入金アプローチよりも純資産アプローチに親和的であるように思われる。

また、資力喪失者が享受した債務免除益を非課税とする通達が 2014 年の平成 26 年度税制改正以前は存在しており（旧所得税基本通達 36-17）、この通達は債務超過者が享受した債務免除益のうち債務超過額分を非課税とするものでありかつ合理的な法解釈を示すものと裁判例において位置づけられていたことは<sup>40)</sup>、米国における「債務超過の例外」とも類似する状況にあったように思われる。その後、通達に一定の修正がされたうえで非課税規定が立法されたことも（法 44 条の 2）、米国と同じく、純資産アプローチの考え方が一定の影響力を今でも持っていることの証左となりうるであろう。

さらに、ノンリコース債務の免除によって生じた債務免除益の所得分類が争われた 2016 年の裁判例では<sup>41)</sup>、「本件ローン債務免除益は……本件ローン債務免除行為によって発生したものである」として、債務の消滅局面のみに着目して所得分類が判断されている。これは、後述する借入金アプ

38) 長戸・前掲注 (32) 166～182 頁、拙著・前掲注 (21) 269～272 頁参照。

39) 強いて言うならば、東京地判平成 30 年 9 月 25 日税資 268 号順号 13192 が、このような点について議論した裁判例として挙げられようかと思われる。もっとも、この判決でも、債務免除益の課税理論についての一般的な判示は見られない。

40) 大阪地判平成 24 年 2 月 28 日税資 262 号順号 11893、倉敷青果荷受組合事件差戻控訴審判決（広島高判平成 29 年 2 月 8 日民集 72 卷 4 号 353 頁）参照。ただし、仙台高判平成 17 年 10 月 26 日税資 255 号順号 10174 も参照。

41) 東京高判平成 28 年 2 月 17 日税資 266 号順号 12800。

ローチのように債務の発生から消滅までを通じて所得の有無を判断する考え方ではなく<sup>42)</sup>、純資産アプローチのように債務の消滅それ自体によって所得が生じることを前提とした判示であるように思われる<sup>43)</sup>。

## 2 借入金アプローチ

### (1) 米国の議論

上述のとおり、米国で債務免除益課税に関するリーディングケースとなった Kirby Lumber 判決は、純資産アプローチを示したものと理解された。もっとも、純資産アプローチの下で形成された「債務超過の例外」などの解釈論には、望ましくないという学説上の批判があった<sup>44)</sup>。また、裁判例においても、債務を負った際にそれと引換えに何ら経済的な利得を得ていないような場合には、その消滅段階での課税を否定するものがあり、これは純資産アプローチからは説明が困難だった<sup>45)</sup>。

このような学説や裁判例を受けて新たな債務免除益の課税理論を提唱したものと理解されたのが、Bittker および Thompson が 1978 年に発表した論文である<sup>46)</sup>。この論文は、純資産アプローチにつき、Kirby Lumber 判

---

42) 吉村政穂「判批」ジュリスト 1505 号 (2017 年) 212 頁参照。

43) 拙著・前掲注 (21) 233~236 頁参照。

なお、米国では、純資産アプローチの下で、ノンリコース債務の消滅からは債務免除益は生じないという判例理論が形成されていた (Fulton Gold 社対内国歳入長官事件租税不服審査会裁決 (31 B.T.A. 519 (1934)) 参照)。ノンリコースである、つまり、返済しない場合には物的責任のみを問われ人的責任を問われない債務については、「将来の返済に充てるはずの資産」が観念できないという議論である。この議論が日本でも通用するのであれば、ノンリコース債務の消滅によって債務免除益が生じるとして借入金アプローチに近い考え方を前提としつつ所得分類の判断にあたっては債務消滅時の事情のみを考慮する純資産アプローチに近い考え方を示すこの判決には、後述する 2015 年の最高裁判決と同じく、債務免除益の課税理論として一貫した考え方を示していないという批判が可能であろう。

44) See Stanley S. Surrey, *The Revenue Act of 1939 and the Income Tax Treatment of Cancellation of Indebtedness*, 49 YALE L. J. 1153 (1940); James S. Eustice, *Cancellation of Indebtedness and the Federal Income Tax: A Problem of Creeping Confusion*, 14 TAX L. REV. 225 (1959).

45) たとえば、夫の債務の弁済のために妻が振り出した手形について額面額よりも低額で返済をした事件である Bradford 対内国歳入長官事件第六巡回区控訴裁判所判決 (233 F.2d 935 (1956)) 参照。

決を正解していないものとして批判する。そのうえで、「債務免除の課税上の取扱いは、借入金は満額返済されるだろうと予測しているから総所得から除外され、その予測が誤っていると証明された際には課税の清算が必要とされるからであるという原理にまず則ることで、より簡潔になるだろう」<sup>47)</sup>と債務免除益課税の根拠を述べた。この議論は、いわゆる借入金アプローチ (Loan Proceeds Approach. 借入元本理論 (Loan Proceeds Theory)、過誤修正理論 (Mistake-Correction Theory) ともいう) を示したものと理解されている。

借入金アプローチは、債務の消滅時のみに着目する純資産アプローチと異なり、債務の発生時と消滅時を通じて観察することで債務免除益の発生の有無を考えるものである。たとえば、借入れの場合には、債務を負っていないならば (日本法でいえば金銭の贈与を受けたとするならば)、借り入れた金銭は所得として課税がされるはずである。しかし、債務を負っていることによって、将来その金銭を返済するから純資産の増加が観念できないという考えにもとづき、現金受領時には所得課税がされることはない。もっとも、その債務が返済無しで消滅したならば、将来返すだろうという予測が崩れ、債務の発生および消滅を通じて、返済を免れた債務の分、納税者の純資産が増加するのだから、所得課税が行われるべきである。

以上のように、借入金アプローチは、債務の発生時に非課税で得た経済的利得に対して債務の消滅時に課税するものとして債務免除益課税を捉えるものである。したがって、債務の発生時に経済的利得を得ていない債務については、その消滅時には債務免除益課税がされるべきではないことになる<sup>48)</sup>。他方、納税者が債務の消滅段階で債務超過であっても、債務の発

---

46) See Boris I. Bittker & Barton H. Thompson, Jr., *Income from the Discharge of Indebtedness: The Progeny of United States v. Kirby Lumber Co.*, 66 CAL. L. REV. 1159 (1978).

47) *Id.* at 1165.

48) たとえば、近時の裁判例として、保証債務の消滅時に納税者に課税がされるか争われた Mylandar 対内国歳入長官事件連邦租税裁判所判決では (T. C. Memo. 2014-191 (2014))、納税者が債務の保証と引換えに何ら対価を得ていないことから、債務免除益課税が否定されている。

生時に経済的利得を得ていれば、その債務が返済以外の形で消滅した場合には債務免除益課税がされるべきことになる。

借入金アプローチは、提唱後は、多くの学説から支持を受けているように思われる<sup>49)</sup>。また、ノンリコースローンに係る担保資産の譲渡により実現した所得額について論じた 1982 年の Tufts 判決は<sup>50)</sup>、借入金アプローチに近い考え方をその根拠としている<sup>51)</sup>。もっとも、Kirby Lumber 判決は未だ先例性を完全には失っていないものと解されているほか、上述のように事業再生税制が制度として設けられていることから、借入金アプローチのみによって債務免除益課税を論じることもまた難しい状況にあるように思われる。

## (2) 日本の議論

債務免除益課税について論じる代表的な学説として、増井良啓が 2006 年に発表した論文が挙げられる。この論文では、債務免除益課税の根拠について以下のように述べ、明確に借入金アプローチの考え方を示している。

「借入金は借主の所得にならない。元本の収受のあった年に、将来の返済債務を見越計上することによって、借主には純資産の増加がないことになるからである。……債務が免除された場合どうなるか。もともと、借入金が所得から除外されたのは、借主が元本を返済する義務を負っていたからである。これに対し、債務が額面金額以下に減額された場合には、借主はもはや額面金額だけの返済をする義務を負わないから、この前提が崩れる。借主は、支払わなければならぬ額よりも多くの額を受け取りかつ所得

---

49) たとえば、See Lawrence Zelenak, *Cancellation of Indebtedness Income and Transactional Accounting*, 29 VA. TAX. REV. 277 (2009); Douglas A. Kahn & Jeffrey H. Kahn, *Cancellation of Debt and Related Transactions*, 69 TAX L. 161 (2015).

50) 内国歳入長官対 Tufts 事件連邦最高裁判所判決 (461 U.S. 300 (1982))。

51) See Deborah A. Geier, *Tufts and the Evolution of Debt-Discharge Theory*, 1 FLA. TAX REV. 115 (1992).

から除外したことになる。つまりこの場合、借主の富はネットでみて免除分だけ増加している。その増加額を所得に計上するのである。』<sup>52)</sup>

そして、増井は、この考え方にもとづき、たとえば当時は存在していた旧所得税基本通達 36-17 など、純資産アプローチに近い考え方にもとづく課税実務を批判的に検討している。

近時の裁判例でも、借入金アプローチの考え方が少しずつ受容されてきているように思われる。たとえば、2015 年の最高裁判決では<sup>53)</sup>、当該事件における債務免除益は給与所得に該当するという結論が出されているが、判断にあたり、債務の消滅局面にくわえ、なぜ債務者が借入れを行うことができたのか、という債務の発生時の事実関係も考慮要素としている<sup>54)</sup>。これは、上述した 2016 年の東京高裁の判決と異なり、債務免除益は債務の消滅のみによって生じるのではなく、債務の発生および消滅を通じて生じるという借入金アプローチに近い考え方を前提としているように思われる。

同様に債務免除益の所得分類が争われた 2018 年の東京地裁の判決では<sup>55)</sup>、以下の筆者が付した下線部分のように、明確に借入金アプローチの考え方に触れたうえで、債務免除益の所得分類を判断する方針を示している。

「借入金の債務免除益の所得区分の判断においては、当該借入れの目的や当該債務免除に至った経緯等を総合的に考慮して判断するのが相当である……所得税法において、借入金が借主の所得とされていないのは、借入

---

52) 増井良啓「債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題 (上)」ジュリスト 1315 号 (2006 年) 268~269 頁。増井良啓「賭博債務の免除から所得は生ずるか」税研 40・41 合併号 (1992 年) 17 頁も参照。

53) 倉敷青果荷受組合事件第一次上告審判決 (最判平成 27 年 10 月 8 日集民 251 号 1 頁)。

54) 増田英敏『リーガルマインド租税法 [第 5 版]』(成文堂、2019 年) 504~527 頁参照。

55) 東京地判平成 30 年 4 月 19 日判時 2405 号 3 頁。筆者が発表した判例研究として、拙稿「判批」月刊税務事例 51 巻 8 号 (2019 年) 45 頁、拙稿「判批」税法学 582 号 (2019 年) 175 頁参照。

金を取得すると同時に、当該借入金を弁済する債務を負い、借主の純資産が増加しないことによるものと解されるところ、上記債務が免除された場合には、借入金額とそれまでの弁済額の差額について純資産が増加することになり、当該差額が所得として観念されることになるのであるから、借入金の債務免除益の所得区分の判断に当たっては、当該借入れの目的や当該借入金の取得に係る経済的利益の性質をおよそ考慮する必要がないとするのは相当ではない。」

このように、日本の学説や裁判例では、徐々に、借入金アプローチの考え方が有力となりつつあるように思われる。

### 3 筆者の独自説：債務控除アプローチ

#### (1) 両アプローチの問題点

以上のように、日米の債務免除益課税の状況は、ともに<sup>56)</sup>、純資産アプローチにもとづいて実務が形成されてきた一方、学説や判例理論としては借入金アプローチが有力になりつつあると整理して良いように思われる。

両アプローチは、包括的所得概念を前提としたうえで<sup>57)</sup>、所得をどの程度の幅で測定するか、という考え方の相違から生まれたものである<sup>58)</sup>。所得はあくまで年度ごとに測定すべきだという考え方（単年会計、期間計算主義）からは<sup>59)</sup>、債務の消滅それ自体による純資産の増加に着目する純資

---

56) ただし、当然ながら、両国の状況は必ずしも同一ではない。

たとえば、日本では、債務免除益の課税理論について確たる判示をしているのは東京地判平成 30 年 4 月 19 日・前掲注 (55) しか見当たらないため、債務免除益の課税理論に関する判例理論は未だ形成されきっていない。また、平成 26 年度税制改正による法 44 条の 2 の立法にあたっては、その趣旨が立法資料などで明確になっておらず、旧所得税基本通達 36-17 との文言の違いなど、その解釈が不明確な状況にある（拙著・前掲注 (21) 32~49 頁 [初出：2016~2017 年] 参照）。

このような状況は、Kirby Lumber 判決以降継続的に債務免除益の課税理論について判例理論を蓄積し、内国歳入法典 § 108 の立法にあたって議会で盛んに議論がされた米国の状況に比べ、議論が今のところはあまり進んでいないと評価できるように思われる。

57) See HENRY C. SIMONS, PERSONAL INCOME TAXATION 50 (1938).

58) See Zelenak, *supra* note 49, at 289-294.

産アプローチが導かれよう。他方、所得は年度を超えて測定すべき場面があるという考え方（取引会計）からは、債務の発生および消滅を通じた純資産の増加に着目する借入金アプローチが導かれよう。このように、両アプローチは、所得の測定としてどちらが最適か、という議論からは優劣をつけがたい。

もっとも、借入金アプローチの観点からの批判として既に取り上げたように、負った際に何ら経済的利得を得ていない債務の消滅に対して課税が行われるべきだとはやはり所得の意義として考えにくいように思われる。たとえば、純資産アプローチの観点からは、書面によらない贈与契約を撤回した場合にも（民法（明治29年法律第89号）550条）、贈与する債務から免れた者に債務免除益課税がされるべきこととなる。しかし、ただ単に贈与する債務から免れたという者に課税をすべきだとは原則として考えにくく<sup>60)</sup>、実際に課税も行われていないだろう。執行の問題としても、ただ単に贈与を口頭で撤回しただけの事実を課税庁は把握できないだろうと思われる。

他方、日米ともに、債務超過者が債務の免除を受けたとしても債務超過額分は所得が発生しないと解されてきたことや、その判例法理が立法に取り入れられたことを考えると、このような議論を包摂できない借入金アプローチのみが望ましい議論だとも考え難いように思われる。また、先行研究としても、高橋祐介が、借入金アプローチの考え方を基本的には前提としつつ、この考え方にもとづくと、発生時に経済的利得を得ていない債務（たとえば、養育費の支払義務）の不払いを助長してしまう、という問題点を指摘している<sup>61)</sup>。

このように、どちらのアプローチも、現行税制の議論としては難点があ

---

59) たとえば、法人税法に関する判断として期間計算主義の考え方を強調した判例として、クラヴィス事件上告審判決（最判令和2年7月2日民集74巻4号1030頁）参照。

60) 増井・前掲注（30）268～269頁参照。

61) 高橋・前掲注（29）参照。



るように思われる。このような理論的な混迷を端的に表すように思われるのが、上述した 2015 年の最高裁判決である<sup>62)</sup>。この判決は、上述のとおり、所得分類に関する判断としては、借入金アプローチの考え方に親和的な、債務の発生および消滅をいずれも勘案する考え方を示している。他方、この判決は、結論としては原審に事件を差し戻しているが、差戻理由では純資産アプローチに親和的に理解される旧所得税基本通達 36-17 に類似する文言を用いており、実際、差戻控訴審では、同通達の適用の可否の問題として議論が行われている<sup>63)</sup>。このように、2015 年の最高裁判決は、債務免除益の課税理論の観点から言えば、所得分類に関する判断と差戻理由が整合的ではなく、1 つの判決として空中分解を起こしていると論じられようかと思われる。

## (2) 租税利益の享受への着目

以上のように、純資産アプローチにも借入金アプローチにも理論的な難点があるように思われるところ、この難点を乗り越えるために筆者が提唱しているのが債務控除アプローチである<sup>64)</sup>。

債務控除アプローチは、米国で提唱され、日本でも通用するものと考えられる租税利益の原則 (Tax Benefit Rule) を前提とする議論である<sup>65)</sup>。これは、通常は所得を観念できない取引であっても、過年度の控除などの租税利益の取戻しに該当する場合には所得課税を行うべきであるが、そのような租税利益が税負担の減少に帰結していない場合には所得課税を行うべきではないという考え方である<sup>66)</sup>。たとえば、通常は、貸付けについて返

---

62) 最判平成 27 年 10 月 8 日・前掲注 (53)。

63) 広島高判平成 29 年 2 月 8 日・前掲注 (40)。

64) 拙著・前掲注 (21) 参照。なお、「租税利益アプローチ」と名付けた方が良かったらうか、とも現在では考えているが、表記の揺れを避けるために「債務控除アプローチ」と呼び続けている。

65) 租税利益の原則については、高橋祐介「タックス・ベネフィット・ルールと適宜的調整」租税研究 767 号 (2013 年) 134 頁、進藤直義「租税法律主義とタックス・コモン・ロー『税法上の利益のルール』」獨協ロー・ジャーナル 9 号 (2014 年) 87 頁参照。

済を受けたとしても、所得は観念されない。しかし、当該貸付債権について過年度において貸倒損失を計上しており（法 51 条 2 項など）、その債権について返済を受けた場合には、所得が観念されるべきである（一般に「償却債権取立益」と呼ばれるかと思われる）。このように、日本法上も一定程度通用すると考えられている法理であろうと思われる。

租税利益の原則を債務免除益課税の文脈に応用する、つまり、債務が生み出した租税利益を取り戻して課税するものとして債務免除益課税を捉えるのが債務控除アプローチである。具体的には、債務を負ったことによる税負担の減少について、債務の消滅段階で取り戻して課税をすることとして債務免除益課税を捉えることになる。

このような考え方にもとづけば、まず、非課税の経済的利得と引換えに負った債務については、その経済的利得と両建てされる控除を生み出しているものとして、消滅時の債務免除益課税が原則として肯定される。たとえば、借入金については、受け取った現金による純資産増加と両建てされる債務が所得の減算項目として計上されたことを課税の根拠として捉えるということである。また、発生時に経済的利得を得ていない債務であっても、控除を生み出している場合には、債務免除益課税が肯定される。たとえば、損害賠償債務については、故意や重過失によるものでなければ（法 45 条 1 項 8 号、所得税法施行令（昭和 40 年政令）98 条 2 項）、必要経費に算入するが、過年度に必要経費に算入した損害賠償債務が免除された場合には、債務免除益課税が行われるべきであろう<sup>67)</sup>。

他方、債務超過者が負っている債務のうち債務超過額分は、過去の所得計算におけるマイナス（損失）を反映したものとみることができよう。そ

---

66) 米国の判例として、Hillsboro National Bank 対内国歳入長官事件連邦最高裁判所判決（460 U.S. 370（1983））参照。

67) 経済的利得と引換えに負ったものでない債務の消滅局面に全く課税しないのでいいのか、という高橋・前掲注（29）の指摘には、債務控除アプローチの観点からは「明らかに課税対象とすべき消費を打ち消しているか、過年度に債務額が控除を生み出していれば、仮に経済的利得と引換えに負った債務の消滅ではなくとも課税対象とすべきだ」と応答することになる。もっとも、これは高橋の指摘に正面から応えたものとは言い難いのかもしれない。

して、所得計算のマイナスは、所得税でも法人税でも完全還付制度がとられていない以上<sup>68)</sup>、他の年度のプラスを上回る場合には、租税利益をもたらすことは無い。したがって、債務超過者が負っている債務のうち債務超過額分については、租税利益をもたらしていない債務であるから、その消滅段階では債務免除益課税がされるべきではないように思われる。

以上のように、債務控除アプローチは、債務の発生時点を考えずに包括的に債務免除益課税を観念してしまうという純資産アプローチの考え方の問題点を克服しつつ、債務超過者への非課税をも包摂する枠組である。日米ともに、債務免除益の課税理論としては、債務控除アプローチが最も望ましいと筆者は考えている。

#### 4 検討のまとめ

以上のように、米国では、債務免除益の課税理論について、純資産アプローチと借入金アプローチの考え方が提唱されてきた。日本でも、この議論は徐々に浸透しつつある。もっとも、どちらの考え方にも難点があるように思われることから、筆者は、債務控除アプローチという独自の考え方を提唱している。

これら3つの考え方の是非については、筆者はすでに書籍で論じているし<sup>69)</sup>、ここで詳しく論じるつもりはない。本稿との関係で述べたいのは、「経済的な利益」(法 36 条)である債務免除益がどういった場合に発生するのか、という点については解釈の余地があり、少なくとも3つの考え方が提唱されているのだ、ということである。

#### IV 本件において債務免除益課税がされるべきだったか？

ここからは、Ⅲで整理した3つの課税理論によった場合に、本件におけ

---

68) 増井良啓「所得税法上の純損失に関する一考察」日税研論集 47 号 (2001 年) 78~88 頁参照。

69) 拙著・前掲注 (21) 参照。

る債務免除益課税は肯定されるのかという点を論じる。もっとも、「はじめに」で述べたように、筆者は本件の具体的な事実関係を把握しているわけではなく、あくまで判決文で述べられる事実しか知らないため、確たる結論を述べることは難しい。そのため、以下の議論では、「本件における債務免除益課税は否定される余地がある」というところまでしか論じられないことをどうかご容赦いただきたい。

### 1 前提としての個人単位主義

具体的な議論に移る前に、前提として、日本の所得税は個人単位主義を採用していることを確認しておく。

日本の所得税の納税義務者は、原則として、居住者などの個人である<sup>70)</sup>(法2条1項3号ないし5号、5条1項および2項)。源泉徴収などの局面では法人が納税義務を負うことはあるものの、少なくとも、家族を単位として課税が行われることはない。家族単位主義的な制度として法56条はあるが<sup>71)</sup>、これはあくまで例外的に個人単位主義を修正するものにすぎない。また、納税者が死亡した場合には、その相続人が確定申告を代わりに行う制度もあるが(法124条および125条)、これもあくまで手続の話であって、所得計算が家族単位で行われるべき根拠とはならないであろう。

したがって、本件においても、債務免除益という収入金額が生じたか否かを考えるべきなのはXらであって、AでもBでもない。つまり、本件において債務免除益課税が行われたか考えるにあたっては、平成5年のBの借入れから平成28年にXらが免除を受けるまでの事実ではなく、平成27年にXらがAの死亡後に債務を引き受けてから平成28年にその免除

---

70) 課税単位をめぐる近時の議論として、さしあたり、小塚真啓「家族の所得と租税」金子宏監修『現代租税法講座 第2巻 家族・社会』(日本評論社、2017年)37頁、浅妻章如「課税単位論」金子宏＝中里実編『租税法と民法』(有斐閣、2018年)523頁、岡村忠生「所得税と家族」日税研論集74号(2018年)25頁、加藤友佳『多様化する家族と租税法』(中央経済社、2021年)97～115頁[初出：2013年]、上西左大信「所得税における課税単位のあり方」税研231号(2023年)39頁参照。

71) 三木義一編著『よくわかる税法入門[第17版]』(有斐閣、2023年)96～97頁[藤間大順執筆部分]参照。

を受けるまでの事実を主たる検討要素とすべきである。平成 5 年の B の借入れから平成 27 年の債務引受までの事実は、あくまで従たる参考要素にすぎないものと位置づけるべきであろう。

## 2 純資産アプローチの下での検討：自然債務説との接合？

まずは、純資産アプローチにもとづいて、本件において債務免除益課税が行われるべきか考えてみたい。純資産アプローチによれば、返済に資産を充てるはずであった債務が返済以外の形で消滅すれば、その資産が利用可能になったものとして債務免除益課税が肯定されうることになる。純資産アプローチでは、債務の消滅時点のみに着目して債務免除益課税の有無が判断されるため、相続で承継したものかどうかという点は議論の対象とはならない。

本件における 9 億円超の債務について、返済に充てるはずだった資産が観念できるかという点、これは難しいようにも思われる。なぜなら、X が引き受ける時点では、あと 100 万円のみ返済すれば免除が受けられたのだから、X が 9 億円分の債務の返済に充てるための資産を準備し、それが免除によって利用可能になったとは論じがたいように思われるからである。本件債務は、判決が論じるとおり「形式的かつ名目上のもの」とは言えないかもしれないが、しかし、その返済に充てるための資産というものは観念しがたいように思われる。もっとも、この点は、本当にこのように論じることができるのか、事実関係をより精査して、X が本件における 9 億円の残債務の返済のためにどの程度の資産を準備できていたのか、などの点を考慮する必要があるだろう。

この議論は、品川による「本件債務は自然債務化していた」という議論と類似するものと言ってよいように思われる<sup>72)</sup>。筆者は私法に不案内であるため、本件債務が自然債務化していたと論じられるのかはわからない。ただし、X が負った時点で免除されることがほぼ確実な債務だった

---

72) 品川・前掲注 (15) 256~258 頁参照。

ので、それが消滅しても債務免除益課税が行われるべきではないという品川の議論は、純資産アプローチの下で、本件債務が消滅してもその返済に充てるための資産が観念できないので、何ら資産は利用可能にならないと論じているもののように思われる。

### 3 借入金アプローチの下での検討：マンションの売却収入をXらは受け継いだか？

次に、借入金アプローチにもとづいて、本件において債務免除益課税が行われるべきか考えてみたい。借入金アプローチによれば、債務を負った時点、つまり、Xらが債務を引き受けた時点で経済的利得を得ているか否かが、債務免除益課税が行われるべきか考える際には検討されるべきことになる。

この点については、そもそも、相続によって承継した債務の消滅について相続人に対して債務免除益課税がされるべきかという一般論について先行研究においても言及がなく<sup>73)</sup>、良くわからない。まずは、相続による債務の承継は、法律によって当然に行われるものであり（民法896条前段）、それと引換えに何らかの経済的利得を得るわけではないのだから、借入金アプローチの下で債務免除益課税は包括的に否定されるべきだという立論がありうるだろう。他方、相続の放棄（民法915条1項）をせずに債務を相続したということは、経済合理的に考えればそれを上回る積極財産を遺産分割で得ているということだろうから、どのような債務であっても相続

---

73) 米国でこの点について言及がないのは、おそらく、相続制度の違いによるのではないかと思われる。米国では、州によって相続制度は異なるが、統一検認法典(UPC)では、遺産管理人や遺言執行者による財産の管理および分配という手続がとられている(大村敦志監修『相続法制の比較研究』(商事法務、2020年)158~199頁[常岡史子執筆部分]参照)。この手続の下では、相続人は被相続人の権利義務を包括的に承継するわけではなく、財産の分配を受け取るにすぎないのだから、「債務を相続人が承継する」という事態が米国ではそもそも考え難いのではないかと推察される。もっとも、ルイジアナ州など包括承継の原則を採用する州もあるようだから、このような州の納税者は、「相続によって承継した債務の免除を受ける」という事態に服することはあるであろう。

で承継したということは経済的利得と引換えに得たものであり、借入金アプローチの下で債務免除益課税は包括的に肯定されるべきだという立論もありうるように思われる。

以上のように、借入金アプローチの下では両極端な立論がいずれも考えられるように思われるが、いずれの意見も極端にすぎ、必ずしも説得的なものとは思われない。そのため、借入金アプローチの下では、①承継した債務を当初の債務者が負った際に経済的利得を得ており、かつ②その経済的利得を相続人が承継しているかという点で、相続で承継した債務の返済なしでの消滅に対する債務免除益課税の有無を考えるべきではないか、と筆者としては考えたい<sup>74)</sup>。

たとえば、贈与をする債務については、①債務を負った際に経済的利得を債務者は得ていないのであるから、それが相続された後に履行なしで消滅したとしても、債務を承継した相続人は債務免除益課税をされるべきではない。他方、被相続人が負っていた借入金の返済債務については、①現金という経済的利得を被相続人は得ていたのであるから、それが相続された後に返済なしで消滅した場合、原則として債務免除益課税をされるべきである。もっとも、その借入金を全て被相続人が使い果たしてしまっていた場合には、②経済的利得を相続人は承継していないのであるから、債務が返済なしで消滅したとしても債務免除益課税はされるべきではないであろう。

以上のような一般論にもとづいて本件債務についてみたときに、債務免除益課税はされるべきだろうか。この点、①債務の発生時に当初の債務者が経済的利得を得ているかという要件については、B は 16 億円分の借入れをしていたものとして前訴の和解がされていることから、満たすものと考えられよう。問題は、② B が得た経済的利得を、A が承継し、X が更

---

74) そもそも借入金アプローチを支持しない筆者がこのようなことを考える実益があるのかは良くわからないが、今のところ有力な学説は借入金アプローチであろうし、その下での一般論を考えることには一定の意味があるのだろう。もっとも、借入金アプローチを支持する論者からの検討はぜひ待ちたいところである。



に承継したものと言えるのか、という点である。

この点、まず、Aは、Bが得た経済的利得を承継していたものと思われる。なぜなら、Bの借入れはマンションの購入原資であったものと前訴の和解に向けた書面で位置づけられており、かつ、その購入したマンションをAはBの死亡により承継しているからである。結局、Bの死亡と同時期に当該マンションを4億1,100万円で売却していることからすれば、16億円満額の経済的利得を承継したと果たして述べることができるのかという点には疑問の余地はあり、むしろ相続時のマンションの時価額程度の経済的利得のみ承継したとも考えられるが、AはBが借入れで得た経済的利得を購入したマンションという形で一定程度は承継しているように思われる。そのため、本件において実際と異なりAが債務の免除を受けたとしたならば、債務免除益課税を行うことはある程度肯定することができるかもしれない。

では、Xらは、BがAから承継した経済的利得を更に承継したと言えるのだろうか。この点はわからないと言うほかない。なぜなら、現金には色がついておらず、追跡することは難しいからである。特に、本件では、マンションが売却されたのは平成15年であるが、Xらが債務を引き受けたのは平成27年であり、10年以上の年月が経っている。この間にマンションの売却収入がどうなったのか、という点は、おそらく当人たちもわからないであろう<sup>75)</sup>。

とはいえ、以上の検討から少なくとも述べるように思われるのは、Xらは本件債務を負ったことと引換えに経済的利得を得ているのだから債務免除益課税がされるべきだ、とは単純には論じがたい、ということである。借入金アプローチの下で本件における債務免除益課税を肯定するには、判決文で述べられるよりも詳しい事実認定を行う必要があるのではないかと思われる。

---

75) 専用の銀行口座を設けていてそれを承継したであるとか、そういった事情があれば、承継したと論じることもできるかもしれない。

また、この議論は、長島が述べる「債務免除益を引き継ぐべき規定が見当たらない」という議論と接合するものかもしれない<sup>76)</sup>。被相続人が経済的利得を得ていれば相続人への債務免除益課税が肯定されるという明文の規定があれば、②経済的利得を相続人が引き継いでいるかという議論をする必要はなく、本件において X らに債務免除益課税がされるべきことは肯定できるだろうが、そのようなことを明文で定める規定は見当たらないからである。強いて挙げるならば、争点 (5) に関する判例研究で言及した法 67 条の 4 かもしれないが<sup>77)</sup>、当該判例研究で論じたとおり、この規定はあくまで経費控除に関する条文ではないかと考えられる。

#### 4 債務控除アプローチの下での検討：債務控除ができていなかったことをどう捉えるか？

最後に、債務控除アプローチにもとづいて、本件において債務免除益課税が行われるべきか考えてみたい。債務控除アプローチによれば、債務を負ったこと、つまり、X らが債務を引き受けたことにより、X らが税負担の減少という租税利益を得ているか否かが、債務免除益課税が行われるべきか考える際には検討されるべきことになる。

この点、相続人が債務を承継したことにより得ることができる租税利益は、債務控除（相税 13 条、14 条）であろう。したがって、債務控除アプローチにおいては、相続人が債務控除をすることができた債務についてのみ、その返済なしでの消滅に対して債務免除益課税が行われるべきだ、と論じることができるように思われる。

なお、一般に、債務控除アプローチが前提とする租税利益の原則においては、「租税利益」は所得の減少または所得課税における税額控除として捉えられてきた。したがって、債務控除という形で資産課税の一種である相続税を減少させても租税利益を得たとはいえない、つまり、債務控除をし

---

76) 長島・前掲注 (20) 25～26 頁参照。

77) 拙稿・前掲注 (2) 11 頁参照。

た債務であっても、その消滅段階での債務免除益課税は肯定できないのではないかという議論もありうるように思われる。とはいえ、債務控除をした債務であっても債務控除をしなかった債務であっても免除時の取扱いを変えないということは、公平な結論とは言い難い。そのため、相続によって承継した債務の消滅段階での債務免除益課税の有無については、債務控除が可能であったか否かで考えるべきであろう<sup>78)</sup>。

以上のように、債務控除アプローチの下では相続によって承継した債務の消滅に対する債務免除益課税の有無は債務控除の可否によって考えるべきだという一般論を前提とした場合、本件における債務免除益課税は当然肯定できない。なぜならば、Xらは本件債務について債務控除をできておらず、債務を負うことと引換えに租税利益を得ていないからである。Xらは何ら租税利益を得ずに債務を負ったのだから、その消滅段階での債務免除益課税は債務控除アプローチの下では肯定できない。本件において債務免除益課税を肯定するのであれば、別訴で争われている債務控除の可否<sup>79)</sup>については納税者の主張を認容すべきであろう。

債務控除ができなかったことをもって本件における債務免除益課税に疑義を呈する議論は、すでに述べたように、品川、長島および木山の先行評釈とも一致するものである。もっとも、先行評釈と異なり、債務免除益の課税理論という債務免除益課税に関する一般論を前提としてこのことを主張する点に、本稿の特徴があるだろう。

---

78) もっとも、どのような税負担の減少をも租税利益として捉えて良い、とまで筆者は述べるつもりはない。たとえば、消費税法上の仕入税額控除（消費税法（昭和63年法律第108号）30条）を得たことも租税利益として捉えて良いのだとすれば、仕入税額控除が売上税額を上回る場合に還付を受けることができるのだから（同法46条）、債務超過者が負っている債務の債務超過額分でも租税利益を生み出していることがありうる、ということになってしまうであろう。

したがって、ここでの議論は、あくまで、債務控除については租税利益に取り込んで考えて良いのではないか、というだけの範囲で理解していただければ幸いである。このように限定を付す論拠としては、たとえば、基本的に遺産取得税をベースとして構成されている日本の相続税は所得税と親和的であり、債務控除も経費控除とある程度類似するものだ、ということが挙げられよう。

79) 山田・前掲注(9)参照。

## おわりに

本稿では、以下のような議論を行った。

東京地判令和 5 年 3 月 14 日は、債務免除益の存否という論点につき、事実認定についてのみ判示して債務免除益課税を肯定している（Ⅰ）。もっとも、先行評釈では、そもそもこの事件で債務免除益課税が行われるべきだったのかという点について疑問が呈されている（Ⅱ）。この点、債務免除益課税に関する一般論として、純資産アプローチ、借入金アプローチおよび債務控除アプローチという 3 つの考え方が唱えられている（Ⅲ）。これら 3 つの考え方に沿って本件の債務免除益課税が肯定できるか議論してみると、いずれの考え方によっても、課税を行うべきか疑問の余地が出てくる（Ⅳ）。

「はじめに」の繰返しになるが、本稿を「判例研究」と呼んでよいのか、書き終えた後でも筆者には迷いがある。あまりにも判決文を飛び越えた空中戦をしすぎているように思われるからである。筆者の研究者としての姿勢として、このような「判例研究」を書きたいとは思っていない。実際のところ、全く別の議論をしていることから、本稿は判決の検討に疑問を呈したものにすぎず、その論証に賛否を述べることはできていない。

とはいえ、本判決に欠けた視点を提供したうえで、本件における債務免除益課税は明らかに肯定できるようなものではないということは、少なくとも述べることができたのではないかと思われる。したがって、本稿を執筆した意味はおそらくあったのだろうと信じたい。そして、この前提として、「相続で承継した債務の消滅に対する債務免除益課税はどういった場合に肯定されるか」という単純な一般論についても、実は議論が難しい点も明らかになった。本件は控訴中であるが、なぜ本件において債務免除益課税がされるべきなのか、という点から丁寧な論証を行うことが、控訴審判決には求められよう。

## 〔追記〕

本稿脱稿後、令和6年1月25日に、本件の処分を全て取り消す旨の納税者完全勝訴の控訴審判決が出た旨の情報に接した（事件番号：令和5年（行コ）第105号）。

また、本稿脱稿後、新・判例解説 Watch の租税法 No. 181 として、田中晶国の判例評釈が公表された（[https://www.lawlibrary.jp/pdf/z18817009-00-131812409\\_tkc.pdf](https://www.lawlibrary.jp/pdf/z18817009-00-131812409_tkc.pdf)）。田中評釈では、借入金アプローチによって相続で承継した債務に対する債務免除益課税を肯定する場合には、過年度に被相続人が債務と引換えに得た財産を相続人が承継したことを課税の根拠とすることになるとしている。そのうえで、当該財産は相続税の課税対象になっていたはずであり、法9条1項17号の適用の有無について議論すべきであると論じている（3頁）。

借入金アプローチにもとづく場合には相続人が承継した財産に着目することになる点は、本稿の議論と一致するものである。そのうえで、法9条1項17号の適用の可否については、本稿ではそもそもXらが財産を承継したといえるのか疑問を呈している（つまり、非課税規定の適用以前に収入金額の発生の有無に疑問を呈している）ので、論じられていない。もっとも、この点については、相続により承継した債務の消滅に対する債務免除益課税一般について議論するためには重要な点であるため、控訴審判決に関する議論もふくめ、今後の検討課題としたい。